

都市計画道路 三の丸線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 三の丸線（以下「当該路線」という。）は、起点を大和郡山市南郡山町、終点を大和郡山市北郡山町とし、（都）城廻り線（（都）は都市計画道路の略）と接続する、標準幅員 15m、2 車線、延長約 540mの幹線街路である。

当初、昭和 53 年に三の丸線として大和郡山市南郡山町～大和郡山市北郡山町（L＝約 550m）で「3・5・303 三の丸線」として、都市計画決定後、最終平成 20 年 3 月 11 日に南郡山町地内の（都）城廻り線の変更に伴う交差点部分（L＝約 10m）を廃止する都市計画変更を行っている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

当該路線は、昭和 53 年に都市計画決定され、（都）城廻り線と接続する都市計画道路であるが、近鉄郡山駅周辺については、「城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり」をまちづくりのコンセプトとした「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」（令和元年度策定）に位置づけられた近鉄郡山駅舎の移設や周辺整備に関する検討を進めてきた。

また、令和 5 年に奈良県、大和郡山市、近畿日本鉄道株式会社の三者で駅舎の移設、駅前広場等の駅周辺施設の整備についての基本協定を締結し、駅舎の移設により、交通結節機能を強化し、人が集まる空間の整備をするため新たに駅前広場の整備を行う必要があることから、新たな区域として駅前広場を追加する都市計画の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

3・5・303 三の丸線について以下の変更を行う。

・近鉄郡山駅東側（大和郡山市南郡山町地内）に約 8,930 m²の駅前広場を追加する。